

環境衛生管理業務実施要領

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物環境衛生管理基準に従い、下記業務を行ってください。施設内の病害虫等の防除においては、別添「県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について」に記載されている内容に沿って対応してください。

<p>1 建築物環境衛生管理技術者の業務</p> <p>(1) 環境管理業務の立案（年間及び月間）</p> <p>(2) 建物所有者・占有者に対して環境衛生管理に必要な意見の具申</p> <p>(3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種検査等の実施状況</p> <p>(4) 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価</p>
<p>2 建築物環境衛生管理基準に関する業務</p> <p>(1) 空気環境測定業務</p> <p>① 測定項目 浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、 相対湿度、気流、ルクス、騒音</p> <p>② 実施回数 年6回（2月以内ごとに1回）</p> <p>③ 測定箇所 14個所で実施すること。</p> <p>(2) 飲料水水質検査業務</p> <p>① 残留塩素測定 年52回（7日以内ごとに1回）</p> <p>・検査項目 残留塩素（味、臭気、色度、濁度その他の状況により供給する水に異常を認めたときは必要な項目を検査する。）</p> <p>② 定期水質検査 年2回（6月以内ごとに1回）</p> <p>・検査項目 一般細菌、大腸菌群、鉛、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物質等、PH値、味、臭気、色度、濁度 計16項目</p> <p>③ 特例水質検査 年1回（6～9月）</p> <p>・検査項目 シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸 計12項目</p> <p>④ 簡易専用水道検査 年1回</p> <p>(3) 飲用受水槽清掃業務</p> <p>容量50m³ 清掃回数 年1回</p> <p>(4) ねずみ、昆虫等防除業務</p> <p>防除回数 年2回（6月以内ごとに1回）</p> <p>モニタリング 年4回</p> <p>(5) 蜂の巣等害虫駆除業務</p> <p>駆除回数 必要に応じて随時実施</p> <p>(6) 煤煙濃度測定業務</p> <p>測定回数 年2回（6月以内ごとに1回）</p>
<p>3 その他</p> <p>施設内に快適な空間を保持するため、必要に応じてエントランス・ロビー等に観葉植物を設置する。</p>